

「非国民」の憂鬱

——思想犯保護問題と転向者の行方

福家 崇洋

目次

はじめに

第一章 思想犯保護問題と転向

(一) 教化の力点

(二) 転向の波紋

第二章 思想犯保護観察法以後

(一) 保護観察への危惧

(二) 非常時の「御奉公」

第三章

社会復帰と保護の限界

(一) 「政治化」の隘路

(二) 転向者の苦悩

(三) 予防拘禁制度

おわりに

はじめに

本稿で焦点を当てるのは、一九三〇年代から敗戦までの転向者である。

三・一五事件（一九二八年）、四・一六事件（一九二九年）以降、日本共産党関係者を中心に多くの人が検挙起訴された。一九四五年五月までの思想犯の検挙総数は、司法省統計では約六万八千人、そのうち検事局に送検されたのは約一万八千人、検事取調で起訴処分になったのは約六千六百人にのぼるという。一

思想犯の「方向転換」に関する調査は、佐野学、鍋山貞親の「転向」声明（一九三三年六月）以前から始まっており、「治安維持法違反受刑者の行刑成績調（昭和六年一〇月末現在）」では全国の刑務所の受刑者二五六名中、「方向転換をしたる者」六三名、「方向転換を期待し得る者」九七名、「其の他」九六名であった（池田克「思想犯強化問題の考察（二）」『警察研究』一九三二年三月号）。その後、転向声明をきっかけとして転向者はさらに増えることになる。

拙稿「一国社会主義から民主社会主義へ 佐野学・鍋山貞親の戦時と戦後」（『文明構造論』二〇一三年一〇月号）では、彼ら共産党幹部の軌跡と思想に着目しながら戦時期の転向を描いた。しかし、数から見れば彼らは転向者のごく一部にすぎず、大多数の転向者の行方は今日でも分かっていない。双方の転向をあわせて解明しなければ、一九三〇年代の転向とは如何なるものだったのかという問いに答えることはできない。

それゆえ、本論では、共産党幹部のような理論・運動で指導的立場にあった者ではなく、共産主義運動の底辺・周辺に居た人々に着目したい。けれども、彼らが目立たぬ存在であるほど、その動静や思想を伝える資料は乏しくなり、そこそが彼らの研究を今日まで妨げてきた。実際、転向研究の金字塔とされる思想の科学研究会の『共同研究 転向』でも、代表的な知識人・思想家の分析にとどまり、それ以外の転向者の分析にまでは手が届いていないのが現状であり、この点の解明が望まれていた。

そこで、本論では、思想犯保護事業の画期とされる思想犯保護観察法（一九三六年）を境として、どのような論調のもとで同法制定に至ったのか、また同法制定以後、転向者はどのような軌跡を辿ることになったのかを明らかにしていきたい。¹²その方法として、思想犯保護観察事業に取り組んだ司法省と転向者の代弁者であった小林杜人に焦点を当てる。転向者である小林は保護団体帝国更新会で思想犯保護事業の実務を担う一方、転向者の立場に寄り添いながら保護問題を論じ、転向者団体の代表に推されていく人物でもあった。¹³すなわち、転向者を対象とする制度を管轄する側の司法省と、制度運用の現場で転向者の立場に立ち続けた小林という双方の側から、同時期の転向者の行方を追う試みである。

また、一九三〇年代後半以降は日中戦争、太平洋戦争が勃発し、日本でも総力戦体制が成立していった時期である。国民精神総動員運動（一九三七年）や国家総動員法（一九三八年）などが整備されていくなかで、総力戦体制が思想犯保護観察事業やその対象となった人々にいかなる影響を及ぼしていったのか、またその検討を通して総力戦体制論についても合わせて検討したい。

第一章 思想犯保護問題と転向

（一）教化の力点

保護の方法

思想犯保護問題を取り上げるうえで、本稿が着目する雑誌は『保護時報』である。同誌は、一九一四年に「免囚保護」を目的として結成された民間団体輔成会の機関誌だが、司法省関係者、保護団体関係者など司法保護事業に関係する人々が寄稿している。

『保護時報』で思想犯保護問題が扱われ始めるのは一九三一年七月以降から翌年にかけてのことである。一九三一年五

月から三・一五事件、四・一六事件の公判が始まり、思想犯の処遇が改めて問題になっていた時期であった。

議論の口火を切ったのは岩村通世検事（のち検事総長、司法大臣）である。彼は「思想犯釈放者の保護対策」『保護時報』一九三一年七月号）で、思想犯を「極左の思想を抱懷せる者にして其の主義に基き信念を以て反法行為を敢て為したる者を総称」したものと定義する。

岩村が思想犯の保護に注目するのは、彼らの釈放後に保護するに際して「特種の用意」が必要だと考えたためであった。岩村が特に強調する点は、思想犯をいかにして「我々の考へて居る正しき思想の持ち主に改造する」かである。「忠孝愛国の思想」に「善導」する方法として、岩村は「悪思想」（マルクス主義など）を充分研究させること、「正しき反対の思想を研究せしめて思想を中和せしむこと」を考えた。彼は左翼思想を病弊と捉えつつも、思想には思想をという考えであった。この「善導」論を裏で支えたのが、「正道」に戻ったとされる「解党派」の存在だった。

その翌月には「K生」（輔成会主事近藤亮雅の筆名）によって、「保護時論 思想犯釈放者の保護に対して国家は如何なる用意をなせるや」『保護時報』一九三一年八月号）が投じられた。同論は先の岩村論文の論旨を受け継ぎつつも、思想犯側に一步踏み込んで保護を説いたものであった。すなわち、「主義を捨てよと勧めた者なるが故に、捨てたがために友を裏切り、自己を葬つた彼を今後如何に生かしてゆくかと云ふことにも当然責を負ふべきが至当」として、近藤は旧縁を失った思想犯の生活保護を提唱した。

さらに思想犯側に立つてこの生活保護問題を論じたのが石清水一雄だった。社会事業家と思われる彼は「思想犯釈放者の保護問題に就て」『保護時報』一九三一年一月号）で思想犯釈放者保護の具体例を挙げながら問いかける。夫が逮捕されると妻は飢えたり、子を養うために内職や身売りの境遇にさらされたりする。周囲からも「主義者の家」として白い眼で見られ、ついには夜逃げをしなければならなくなる。彼らは社会や家族、親族からも理解されず、より孤独な場所へ追い込まれる。「この危境に保護の手をさし伸べたいのだ」というのが石清水の思いだった。

このあと石清水は、思想犯の「方向転換」、つまりのちの転向に言及する。「転換」の要因として年齢、性格、健康、拘

禁生活、「理論的立場」(例として「解党派」)、「戦術の再吟味」を挙げ、これら諸要因の研究を彼らの保護に生かすべきだと考え、この方向性を「行刑より保護へ、保護より真に社会復帰へ」と言い表した。

教誨師の自負

ちょうど同じ頃、思想犯保護問題は、実務者による会合でも検討され始めた。同年一〇月一四日から一六日まで全国刑務所教務主任会同が司法省で開かれ、「思想犯人に対する教化対策、並教誨事務の合理化」が審議された。ほぼ同じ内容が司法大臣諮問事項として提出されたほか、輔成会からも「思想犯受刑者の釈放後に於ける保護を如何にすべきや」という協議題が出された(思想犯人に対する教化対策を審議した全国教務主任会同『保護時報』一九三一年一月号)。こうした潮流は関西にも広がり、同月二六、七日に和歌山で開かれた大阪控訴院管内司法保護事業研究会第一〇回総会で「思想犯に対する保護対策」が協議されている(石清水一雄「司法保護事業の回顧と展望」『保護時報』同年二月号)。

ここで意見を述べた実務者の一人に教誨師の寺西教専が居た。彼は「思想犯釈放者の保護について」「再び思想犯釈放者の保護について」(『保護時報』一九三二年一月号、四月号)を投じて、「最も時代的な生々しい問題」を論じている。

前稿から見れば、寺西が思想犯に注目したのは、彼らが「社会有害なものより一躍社会有為のものたる素質を充分に含んだ対象」だからであった。

寺西の論で特徴的なのは、思想犯を「真剣な魂の所有者」と述べるように純粋な存在として捉えていること、またそれと連動するが、宗教の意義をとくに強調したことにある。「転向者の大部分は宗教的信仰によつてゐる」という寺西の断言が、かえつてそれを裏付けている。宗教を重視する理由として、彼が「思想犯保護は所謂社会事業的の対象から遙かに進んだ宗教的対象にして誰れでも出来る仕事ではない」と述べていることがヒントになる。ここには思想犯保護問題に対処できるのは社会事業家ではなく、自分たち教誨師であるという自負が透けて見える。

その上で、寺西は保護対策を「思想保護」「生活保護」「家族保護」「未決教化」「後援会の組織」に分けて提言する。な

かでも、寺西が重きを置くのが「思想保護」と「後援会の組織」だった。思想保護とは「適当なる保護主任」を選定して保護にあたらしめ、思想犯が古巣へ帰らないように誘導することであり、後援会とは社会の理解を促進させる社会運動の核となるべき存在を指す。

この続編「再び思想犯釈放者の保護について」でも、「思想保護」と「特殊保護会」の必要性が再論される。寺西は、思想犯の「内面的な動き」を掴んだ核心的な保護は誰にでも可能ではないとして、やはり内面上の影響の大きさを重視した。むろん、こうした行き届いた思想犯保護ができるのは教誨師であるという寺西自身の自負と隣り合わせであることに注意したい。それゆえに、社会事業で取り組むべき就職や生活保護は「普通釈放者に比すべくも非ず裏切られるの心配不安は聊も存じない」として軽視される。

もうひとつのテーマ「特殊保護会」は前述の「後援会」をより具体的に述べたもので、内面を重視した思想犯保護に対応できる団体であるべきことを寺西は主張する。つまり、刑務所を出ると思想犯は保護会に移され、担当も教誨師から保護主任に変わるが、この「分業的教化方法」がはたして有効か否かを寺西は問いかける。これは保護会の保護下にあっても、思想犯の多くが「身上の相談や信仰上の問題」を教誨師に相談していたためであった。

思想犯への理解

一九三二年に入ると、思想問題のエキスパート池田克司法書記官が「思想犯人教化問題の考察」を『警察研究』一月号から四月号まで連載した。池田は、不明瞭なままで用いられる「思想犯」の概念を「共產主義又は共產主義的思想行動が犯罪に問はれた者」と定義づけ、彼等の「出身」に応じた思想犯の教化を考えるべきだと述べる。つまり、調査や統計に基づく科学的な分析を重視し、思想犯罪を「病的現象」とする説に異論を唱え、あくまで思想には思想をの態度をとる。

また池田は、多くの人々が共產主義に引き寄せられる「根本的原因」を「現実の社会経済生活そのもの」に求め、「今日の教化機関に欠くる所のは、社会眼ではないか」と言う。これは教誨師への間接的な批判でもあり、池田は先述の

全国刑務所教務主任会同の諮問案「思想犯人ニ対スル教化対策如何」への答申を引用しながら、「教務主任の主観的個人主義的理想主義に偏向してゐるのではないか」と苦言を呈した。

代わりに池田が強調するのは「社会の協力」で、この協力のもとでいかにして思想犯における思想の「方向転換」に取り組んでいくかを提案した。だが、この「方向転換」の要因として、池田は「年齢」「健康の消極性」「性格関係」「生活関係」「家族愛の復活」「拘禁生活そのもの」を挙げながらも、社会との関わりについては充分に展開していない。

一九三二年一〇月から約ひと月にわたって、刑務教誨師事業研究所（本大岡派本願寺合同経営）主催で教誨師研究会が開かれた。「内地」、台湾、朝鮮から約三〇名が集まり、意見交換が行われた。ここで「思想犯者の保護」も議論された結果、保護者は思想犯への理解を深めるべしとか、「転向の見込ある者には警察の視察方法を寛容ならしめ、或は家族愛に魅へる途を啓く」などの結論を得た（刑務教誨師事業研究所同人「司法保護上の諸問題」『保護時報』一九三二年一月号）。これまでの思想犯保護の方針を基本的に踏襲したものと言えよう。

同年一二月には、司法省が同大臣訓令「思想犯人ニ対スル留保処分取扱規定」を発令した。これは一定の期間、思想犯の行状を視察することによって、公訴を起こすか否かを判断するというものであった。つまり、転向の見込みがあるか否かを事前に判断するということである。

思想問題対策はこれにとどまらず、一九三三年四月に思想問題に関わる各省次官から構成される思想対策協議委員が設置された。司法省でも同年五月の司法官会同、六月の思想実務家会同において「思想犯罪を取締る対策に就て如何なる立法を為すべきか、如何に取締るべきか」を諮問した。これは治安維持法「改正」を見据えたものだった。

同じ六月には、思想犯に関する保護事業講習会が開かれた。同会は「日本最初の試み」と銘打たれ、講師には司法書記官大竹武七郎、東京地方裁判所次席検事平田勲（のち初代東京保護観察所長）はじめ、赤松克麿（政治運動家）、紀平正美、山本勝市（国民精神文化研究所）、大竹博吉（ロシア研究家）らも招かれた。当時思想犯保護事業を担っていたのは民間の保護団体で、いまだ思想犯を理解できていない保護事業関係者も多く、彼らのために開かれた講習会であった。

このうち大竹武七郎の講演は、思想犯の定義、変遷、刑罰法令の沿革など基本的な説明が多くを占め、思想犯対策も彼らの思想をいかに「正道」に戻すかという観点から説かれた。最後に、各保護組織の「統一、連絡を保つ全国的な鞏固なる組織」の確立を提示する。二日目には、釈放後の保護が議題になっており、満期釈放者、仮釈放者、ついで執行猶予者を主な対象者として、釈放者の就業問題や転向した思想犯の逆転向・再犯を防止することが考えられた（現下の要求に適応せる日本最初の試み 思想犯に関する保護事業講習会『保護時報』一九三三年七月号）。

社会政策主義

この時期の思想犯保護問題を『保護時報』でリードしたのが、輔成会主事近藤亮輔である。彼は「最近に於ける犯罪現象の特異性と其対策」（『保護時報』一九三三年二月号）で思想犯罪に言及し、事件の要因には「社会の矛盾欠陥」があること、これを除去するためには刑事政策だけではなく、「社会政策主義」の採用を強調する。

けれども、それは社会が主体になるのではなく、国家が主導すべきものであった。近藤は「事業の合理化を策し保護団体の機能を組織化し、公的及私的施設との体系的連絡をはかる等事業家の努力奉仕以外に事業を国家の刑事政策並に社会政策に流入すること、また、「事業の局面展開と犯罪国難の打開の為には、何うしても根本的に『国策の樹立』が必要であり、その国策によつて一省一局の所管事項とせず各機関が統制ある提携によつて協力すること」の二つを挙げる。省庁の縦割り行政を問題視しながら刑事政策と社会政策を架橋する横断的な保護政策をというのが近藤の意見であった。もっとも、当時の司法省は治安維持法「改正」の準備を推し進めており、近藤の提案をどこまで受け止める余裕があったかは定かではない。「改正」案は司法省刑事局で二月中旬に決定され、内務省と調整のうえ一九三四年一月に合意、二月一日に閣議決定され、第六五回衆議院に提出された。改正の要点は国体変革の厳罰化だったが、ここには思想犯保護観察制度や予防禁禁制度の採用が盛り込まれていた。改正案は三月中旬から下旬にかけて衆議院、貴族院の本会議で可決されるものの、会期が切れて審議未了の廃案となった。

近藤は、この治安維持法「改正」と絡めて思想犯保護問題を論じている。「治安維持法の改正と思想犯保護」『保護時報』一九三四年二月号）で近藤が言うには、「保護観察の必要なことは、微罪釈放者だけでは決してない。実刑を科した者がたとひ行刑教化によつて改悛の実を挙げ、又は予防拘禁によつて同じ目的を達したと云つても、思想犯人の転向更生は、その特殊性から見て犯人自身の独力のみで成就することは仲々困難」として、「広く治安維持法違反者の全部に適用せしむる」ことを訴えた。つまり、近藤は今度の「改正」案を充分とは見ておらず、保護観察対象者の拡大、保護事業の充実と保護機関整備の要を考えており、むしろ「改正」案とは別途となる「司法保護法」の法整備を要求した。

こうした近藤の「社会政策主義」は「時論 転向者の就職問題」『保護時報』一九三四年三月号）でも展開される。彼は治安維持法「改正」案における保護政策に言及して、「今までの嚴罰主義一点張から百尺竿頭一步を進めて転向者は保護すると云ふ国家の態度からして、国家機関なり公共機関なりが卒^{ソウ}先^{マツ}して、温い手を彼等^{カニ}に対して伸^{マツ}べることが、まことに望ましい」と述べた。

（二） 転向の波紋

転向者の提言

これら思想犯保護対策の動きをさらに推し進めるきっかけになったのが、日本共産党幹部の佐野学、鍋山貞親の転向声明（一九三三年六月）だった。その変化は『保護時報』誌上にもあらわれ、これまでは司法省及び保護団体関係者か教誨師が議論をリードしてきたが、この頃から転向者自身の意見や手記も断片的に掲載され始める。むろん、掲載に際して、発行元である輔成会のチェックが入っていたであろう。

転向声明が出された六月、帝国更新会思想部の保護委員小林杜人が「思想犯の保護を如何にすべきや——帝国更新会に於ける実験に基きて」を『保護時報』一九三三年六月号に投じた。小林は元共産黨員だったが三・一五事件の検挙後に転

向した経験を持つ。転向者の立場から思想犯保護問題に取り組む彼の論は、実績報告を兼ねながら、「保護の要諦」を次のように提示したものであった。

一、保護の重点は、人と人との結びつきであらねばならぬ。特に思想犯者の保護には、精神的なつながりが最も必要である。保護会に於ては物的施設も重要であるが、先づ保護の中心人物を必要とするのである。被保護人が何人でも自分の心を打明けるべき人、又特に思想的に、社会的に、指導し得る人を要するのである。

二、思想犯を保護するには、其の正義心を奪つてはいけない。従来の資本主義社会にありては、個人の成功立身が中心であった。然るに此等の個人主義的思想に対しマルキストは、「個人の成功」より「社会全体の幸福」を中心とした思想を有してゐる。吾々が転向者を取扱ふ点に於て、思想犯者を、社会的関心より引離すことは不可能である。

故に思想犯の従来有せし社会的正義心を満足せしめて、彼等に社会的に、大衆的に意義ある運動を与へ指導統率して行かねばならない。かゝる運動は、其が宗教的であると、社会事業的であるとを問はず、全体的には、其の生活と結びついたものでなければならぬ。

三、被保護者に明確な転向精神を把握せしむること。保護は教化であることは、云ふ迄もない。思想犯の中には、ハツキリと転向の意識をつかみ得ずして、単に転向の門辺に立つて居るものが多数ある。之に対して明確に指導精神を与えることは、最も重要点である。（小林杜人「思想犯の保護を如何にすべきや」『保護時報』一九三三年六月号）

まさに物心両面より転向者保護に取り組む小林的姿勢があらわれた提案であつた。旧来の社会事業か宗教かという対立を「社会的に、大衆的に意義ある運動を（思想犯に）与へ」ることで乗り越えようとする意図が垣間見える。最後に小林は「思想犯保護の真諦」として「親鸞の御同朋主義」に立脚すべきとするが、これは彼自身が転向後の苦悩を親鸞の教えによつて乗り越えたためである。

その後も小林は、帝国更新会が保護した転向者の状況と抱き合わせる形で様々な提言を行っている。「転向者ABCその他 諸有ものは転向する！」(『保護時報』一九三四年三月号)において、「共產主義は我々のイリージョンだった」というA、以前の自分は死んで新しく生まれ変わったというY、また「自分の地盤其のものを全体を転向せしむることに依り、自己の転向を社会的たらしめん」としたBの例を挙げながら、小林は同時期に進行していた治安維持法「改正」を論じた。

彼は「法文の底を流るゝ真意を汲み出さねばならぬ」と言うが、これは「保護と云ふ条文から見返して見なければ活きて来ない」という意味であつた。つまり、小林は思想犯保護を充実させる契機として「改正」案を位置づけようとし、それゆえに「転向者を如何に保護し、如何に善導するかと云ふことがないならば、此の法は死物である」と結論づける。

別稿「転向者の輔導援護に就て 転向者は何処へ行く(三)」(『保護時報』一九三四年四月号)でも、小林は転向者はチフスに罹つた後のようなものでもはや罹ることはないとの話だとか、就職しても周りの理解の限界に苦しむ人々の話を紹介した。彼は「転向の社会化」、つまり、転向者はまじめで有能、危険性がないことを一般の人に理解してもらうべきこと、保護会は転向者の保護方針の原則を「同朋主義」に置くべきことを説いたうえで、思想犯保護事業について三つの提言を行う。

ひとつ目は、「転向者が一つの団結力を持つて、相互に助け合ふことが出来るならば、自分の転向を一層明確にし、明るくすることが出来」、再犯に陥る可能性も少なくなる。二つ目は「転向者にとりての一番重要な問題は、警察官署、親戚近隣との融和」で「保護会は転向者の盾となり得るものでなければならぬ」、三つ目は機械工業の分野であれば転向者も「比較的理解ある就職口を見つけること」ができる。こうした小林の立論と代弁は、この時期における思想犯保護事業の拡大充実論を側面から支えていく。

保護事業の「国家化」

保護事業側に立つ人々や転向者の意見に対する司法省側の応答を森山武市郎(東京控訴院検事)の「思想犯人保護の基

本問題」(『保護時報』一九三四年二月号)に見出すことができる。森山は明治大卒業後司法官に任官し、一九一九年から二三年までスイス、ドイツに留学して労働法を学んだ。のちに司法省保護課長として思想犯保護対策の中枢を担う。同論は、九月に東京控訴院管内司法保護事業研究会総会での講演である。森山はここで日本共産党の歴史(「左翼氾濫時代」「転向時代」「自壊没落時代」)、党衰亡の原因に加えて、近年の国家主義運動の興隆などにも言及しながら、思想犯保護制度について語った。

ここで森山はやや控えめながらも、思想犯保護事業について新たな論点を打ち出した。ひとつは「保護事業の国家化」であり、「既に数十年来叫ばれて居ります所の保護事業の国家化と云ふものをもう一步前進、或は五歩六歩も前進しなければならぬ。特に思想犯人の保護にはそれが必要」と彼は言う。もうひとつは「保護の要点は行刑中に既に開始せられることが理想」であった。つまり、早い保護の実施が起訴・不起訴の判断に影響を与えることができるということである。以上の森山の提案は、小林が述べる「転向の社会化」を国家事業という視点から捉え直した点で重要なもので、転向者と社会の間にある見えない壁を国家と保護団体という二つの共同体から突き崩そうとするものであった。しかし、「国家化」の提案が実現するのはまだ先の話である。

司法省は、以前廃案となつた治安維持法「改正」案を提出するべく再び動き始める。一九三五年二月末に司法省主管で「改正」案に関する請議書を閣議に提出、その後閣議決定と天皇裁可を経て三月四日衆議院に提出、七日に本会議に上程されるが、同時期の天皇機関説問題の余波を受けて、二五日に会期が切れてまたも廃案となつた。

このなかで、『保護時報』は巻頭言「思想犯に対する保護監察制度の設定」(同年三月号)を掲載した。筆者の「K生」近藤亮輔は「何と云つても従来 of 刑事法規には——少年法以外には嘗て現はれざる保護観察に関する規定が設けられたことは吾人の最も注意すべきもの」と述べる。彼は、今回の改正案を高く評価するが、その理由は「微罪者」のみ保護を適用するとして前回と異なり、今次の案は以前自らが提案した刑終了者と仮釈放者も保護対象者に含むとしたからであった。「改正」案はそのまま廃案となるが、近藤は同年七月に再びこの問題を取り上げた。「思想転向者の保護観察に就て 主

として治安維持法改正案を中心として」(『保護時報』同年七月号)がそれである。近藤は、いわゆる「転向者保護中心時代」にさしかかって「要保護者の拡充」を提案した「改正」案を同稿でも高く評価した。そして、改めて「思想運動の取締を第一とする治安維持法そのもの、改正よりも、むしろ弾圧科刑後転向者続出の現状に対応するためには、転向者の保護を専門とする保護観察法を制定するのが急務であり且つ必要であると云はねばならぬ」との主張を繰り返した。

近藤が主張する保護充実の方針は、司法省側も同じだったが、微妙なズレもあった。司法省保護課長の森山武市郎は、講演録と思われる「司法保護事業の制度化について」(『保護時報』九月号)において、思想犯の保護対象の集中化と分類化が必要であり、さらには「保護事業の制度化・法制化」をはかる必要があると言う。森山によれば、保護観察は「理論上国家事業」であり、「公的性質」を持つことは明らかだからである。ここに国家が率先して保護事業に乗り出していくべきこと、また思想犯保護での制度拡張を司法保護事業全体につなげていきたい司法省側の思惑を読み取ることができる。

第二章 思想犯保護観察法以後

(一) 保護観察への危惧

法制定とその背景

思想犯保護事業の画期をなす思想犯保護観察法制定の動きがはじまるのは一九三六年一月頃からである。同じ月に司法省は思想犯保護観察法要綱を省議会で決定した。四月には第六九回衆議院議会(五月四日開会)への提出準備が始まり、四月二五日に司法省案が閣議に請議され、二七日に閣議決定、翌日には天皇によって裁可された。五月四日に衆議院提出、一六日に衆議院本会議上程、一八日からの委員会審議で可決、本会議でも可決された。同月二九日、思想犯保護観察法は公布された(十一月二〇日施行)。

同法は保護課長の森山武市郎が一人で書き上げたといわれ、彼の並々ならぬ情熱が注がれたものであった。森山によれば、「保護観察」とはドイツ語の「Schutzaufsicht」に相当する概念である（森山武市郎「思想犯保護観察制度の回顧と展望」『昭徳』一九四一年九月号）。また、彼の回想では、同法が「威嚇弾圧」よりも保護を重視した結果、「特に特高警察の方面に於ては相当強硬な反対意見があつた」という（森山武市郎「思想犯保護観察制度実施の回顧」『昭徳』一九四〇年十一月号）。

保護観察の対象者は満期釈放、仮釈放、執行猶予、起訴猶予の四者で、三五年の治安維持法「改正」案を踏襲したものである。彼らを保護観察処分（期間二年、更新可）に付す請求は保護観察所が行い、その審査は検事、判事、思想輔導官、刑務所長から成る保護観察審査会があたる。この法律によつて思想犯保護事業が国営化されたことは、司法省にとつて大きな意義があつた。

同法制定の中心にあつた森山保護課長は「思想犯保護観察法に就て」（『保護時報』一九三六年七月号）を投じて、同法の目的、方法、適用範囲など概略を説明した。とくに重要な点としては「思想の完成と生活の確立の爲めに、本人の薫育指導を爲す外、本人と家庭との連絡をはかり、或は本人に対して職業の輔導、職業の紹介、就学及び復校の配慮等のことを爲す」とあることだろう。つまり、思想には思想をの方針と彼ら転向者の社会復帰を意図したものとなっている。もつとも、ただ転向者のためにといいわけではなく、森山は「本法によつて釈放者保護の一部が国家事業性あることを認められたこととなるのでありまして、この点において、本法は画期的意義を有する」と述べるように、保護事業国営化の対象を一般犯まで拡大していくことが考えられていた。

保護事業の実務に携わる側も同法への反応を見せた。輔成会は概ね好意的に受け止め、巻頭言「思想犯保護観察法」の提案に際して」（『保護時報』一九三六年五月号）では「我国法制史上画期的の新法」と表したほか、巻頭言「思想犯保護観察法公布さる 次は一般犯人の保護観察実施へ」（『保護時報』同年七月号）でも「検挙第一主義」から「保護善導主義」に移行しつつある思想犯対策は、今回の法律制定で転機を迎えたこと、しかし一般犯にまで保護観察制度を及ぼすべ

き事を述べる。これ以外には保護機関組織化の必要性や非転向者を保護観察の対象に加えることへの異議などの批評があり、前者は前年九月に認可された昭徳会（機関誌『昭徳会報』、のち『昭徳』）が中心となる。

高まる批判

これに対して、思想犯保護観察法に厳しい態度を見せたのが、帝国更新会理事の藤井恵照と同会思想部の小林杜人だった。まず藤井は「思想犯保護観察法に就て 実務家の立場から」（『保護時報』一九三六年七月号）において、同法を読んだところ、「観察の過程に於て保護を加ふるが如く」「遺憾乍ら所謂保護の積極性なるものをあとづけるが如き何等の条項を見出す事が出来ない」と言う。つまり、保護を謳ってはいるが、観察を強化するだけなのではないか、転向者保護に対する弾力的な対応が見出しづらく、「此法令が思想犯人の保護観察を全体的に徹底し得ないといふ致命的難点に逢着する事になるのではないであらうか」と藤井は問う。

小林も同様である（「思想犯保護観察法に對する若干の考察 一転向者として」『保護時報』一九三六年七月号）。彼は法の条文を見ていくつかの批判を加える。ひとつ目は「観察の過程に保護をするが如くなつており、如何にも積極性に欠けてゐる点がなしとは云ひ得ない」こと。二つ目は保護観察審査会の決定は社会復帰をした人に再び「赤の烙印」を押すことになるのではないか、三つ目は帝国更新会はこれまで転向者、準転向者を受け入れてきたため「世間の絶大の信用」を得てきたが、「非転向者」を会に受け入れる前に転向に向かわしめることが必要ではないか、四つ目は保護の完璧を期すには保護観察審査会の決定以前に保護の手を差し伸べる必要があるのではないか、五つ目は思想犯の保護指導については帝国更新会のような保護団体の一層の強化が必要である、六つ目は思想犯の保護教化のためには特高警察と対立するのではなく協力する組織が必要、といったものである。藤井よりもさらに踏み込んだ批判となつた。

また、他の転向者も法案に対して厳しい態度を見せたらしく、小林によると、「転向者は正直のところを云へば最初はこの法律を喜んだ心持で迎へる氣持にはなつてゐなかつたようです」と言う。その理由は「元來保護観察が一連の言葉で

あるので保護と云ふても観察がすぐ連想されますので……自分はハッキリ転向してをるのに保護観察審査会では未だ不十分なものとして法の適用をうける」からであつた。非転向者と同じく、「観察」の対象となることへの危惧である。

これら転向者の意見を踏まえて、小林は法の運用について提言を行う。それらを以下にまとめれば、法の運用は公式的原則的であつてはならず、「日本の実状に副つた精神」の下で運用されるべきであること。転向者を世話する保護司は転向者に理解がある人物を選び、転向者と当局者との「心の結びつき」を大事にすべきこと、非転向者を個別的に扱う方が効果的であること、保護観察所が独立して警察視察を排除するかのようにな言われるがおそらく内務省は許容せず、したがつてこのままでは転向者は特高・防犯・憲兵・保護観察所の「四重の監督」を受けることになるので、特高を「積極的な保護」へ協力させる必要があることである。

藤井、小林の意見を踏まえるなら、転向者及び彼らを保護する側にとつて、思想犯保護観察法はこれまでの保護強化、社会復帰の流れに逆行する要素があるものとして受け取られたことがわかる。

指導精神の行方

こうした現場からの意見に、司法省関係者はどのように反応したのだろうか。同年一月下旬に第一回保護観察所長会同が開かれた。とりわけ目を引くのが元検事で現東京保護観察所長平田勲の長い話で、そのほとんどが自身の転向政策の功績談にあてられ、保護の指導方針として「日本人としての自覚」の重要性を訴えた。

これに対し、転向者による法批判に言及したのは広島と横浜の保護観察所長だった。しかし、議長の森山武市郎の応答では、当初は思想犯から「警察監視」として非常に誤解され嫌悪されたが、最近は制度の理解と協力一致が進んでいるとされ、喫緊に取り組む問題との位置づけは与えられていない。²

けれども、現場では違つていたようで、この会同で法批判問題について何も述べていない平田が、翌年になって初期の保護観察事業を次のように「反省」している。

第一ノ段階ニ於キマシテハ私ハ思想犯ハ再犯ヲ犯スノ危険アリト前提シテ本法ノ運用ニ当リマシタ。従ツテ觀察ガ目的トナリ其ノ内容ハ警察視察ト異ルトコロナク、保護ハコノ目的ヲ達スル為ノ懷柔的手段ニ過ギナイコトニナリマシタ。其ノ結果、再犯ヲ犯ス意思ノナイ思想犯転向者ノ大部分ハ一致イタシマシテ私ノ態度ヲ非難シ、私ニ対シ人ヲ見タラ泥棒ト思ヘト云フ檢事意識ヲ去ルニ非ズンバ本事業ニ関与スル資格ナシトマデ極言スルモノサヘ御座イマシタ。

森山の答弁と違い、實際はよほどの抵抗があつたことが読み取れる。また、平田は「数年ナラズシテ保護觀察所ハソノ任務ヲ終了シテ之ガ廃止ノ已ムナキニ至ルノハ必然」「とまで述べ、その苦慮と危機感を滲ましていたが、「大乘的見地」から思想犯の保護に接することで、この批判を乗り越えていったという。

森山の関心は、現場での運用とは別のところにあつた。それは先述の思想犯保護事業の国家化である。彼は、「最近に於ける司法保護事業の動向」(『警察研究』一九三七年三月号)で、「思想犯釈放者保護事業が、釈放者保護事業の先駆として慈善的又は社会的性格より国家的性格へ移行すること」を重視する。森山は「保護機能の拡充強化は国家と社会との協力運営に於てのみ全うせらるべきことは実務家の確信的主張」と言うが、振り返れば、この「国家的性格」を強めることが「觀察」の側面を強化するのではないか、というのが転向者たちの危惧であつた。しかし、この点は森山の文章ではほとんど省みられていない。

法施行から約半年を経た一九三七年五月には、二一、二二日に第二回保護觀察所長会同が、二八、二九日には全日本司法保護事業大会が東京で開かれた。前者の会合では「運用上特に留意すべき点」について司法大臣諮問があり、六月に平田らは「国体精神」を基調とする本事業に邁進する旨の答申を出している。

他方の全日本司法保護事業大会は、一般犯罪、少年犯罪、思想犯罪の保護団体である輔成会、日本少年保護協会、昭徳会の三会合同主催で、来賓三〇〇名、会員一七〇〇名が集まる大規模なものであつた。

同会では思想犯保護問題も話し合わせ、「思想犯保護觀察法ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト」として保護觀察所、保護団体の機能充実、保護司増員、保護された人の再教育と職業開拓などが提唱された。これ以外に注目されるのは「司法省保護課ヲ保護局ニ拡大シ積極的ニ其ノ所管事務ヲ拡充進展セシムルト共ニ民間団体ト協力シテ司法保護事業ノ職絡統制ヲ図ルヘキ適当ナル機関ヲ設立スルコト」として、保護局を頂点とする保護団体の統制化が謳われたことである。

「思想犯保護」を語る第三部会では、平田勲東京保護觀察所長が委員長として意見の取り纏めを行った。その協議事項は六つある。「第一 組織整備ニ関スル件」「第二 教養訓練及研究ニ関スル件」は保護団体の組織・人員拡充、また職員の質向上のための「教養訓練並研究機関ノ設置」を要求するものだが、日本だけでなく「台湾、其他」にも本制度を適用すべきこと、朝鮮出身の「特殊転向者」などいわゆる「外地」における法運用も視野に入っている。実際、一九三六年一月から朝鮮思想犯保護觀察令が制定され、朝鮮の思想犯も対象となっていた。

「第三 転向者ノ社会復帰助成ニ関スル件」「第四 職業輔導ニ関スル件」は転向者の広義の社会復帰に関するもので、国家有為の材として転向者をいかに社会復帰させるか、転向者に対する「社会ノ理解協同」を得るためにパンフ作成などが列挙される。また、「思想犯ノ社会復帰ハ思想ノ完成ト生活ノ確立ニヨリテ期待セラレ而モ両者ハ唇齒輔車ノ関係ニ在リ」として「職業輔導機関」も掲げられた。

興味深いのは、「思想ノ完成」と言いながらも、「五 思想犯ニ対スル指導方法ニ関スル件」でその方法が具体的に描かれなかったことである。そこでは「本問題ト直チニ具体的方法ヲ決定スルコト困難ナル」として「イ、根本的指導精神トシテ保護觀察法ノ指導精神ノ徹底普及化ヲ図ルコト」「ロ、都市農村等転^ニ向者及朝鮮出身ノ転向者等ニ対シテハ夫々ノ立場又ハ歴史的民族的特殊性ヲ考慮シ之ニ適応スル方策ヲ各自研究樹立スルコト」の二項目が挙げられたにすぎない（「事業の拡充進展をめざして 全日本司法保護事業大会開く」『保護時報』一九三七年六月号）。つまり、大筋では「日本人としての自覚」や「国体精神」が打ち出されながらも、この時点では転向者自身の主体性か、転向者と保護担当者との信頼関係に「指導精神」の發揮が委ねられていたことになる。

(二) 非常時の「御奉公」

全日本司法保護事業連盟の発足

施行直後の思想犯保護観察法に影響を与えたのが一九三七年七月から始まる日中戦争だった。この前月に誕生していた第一次近衛文麿内閣は、戦時体制下の一貫として九月から国民精神総動員運動を推し進めていく。

戦時下の司法保護はどうあるべきかが、一般誌の『文藝春秋』一九三七年一〇月号で語られている。「戦時と犯罪者」と題された座談会には、岩村通世（大審院検事次長）、吉益俊次（東京控訴院検事長）、中村義郎（輔導官）、岡五郎（司法書記官）、橋本龍海（東京保護事業連合会常務理事）、谷内庄太郎（東京拘留所長）、藤井恵照（思想保護司）、宮城長五郎（名古屋控訴院検事長）、増田次郎（大同電力株式会社社長）、光行次郎（前検事総長）、平田勲（東京保護観察所長）、平野利（司法書記官）、泉二新熊（検事総長）、森山武市郎（司法省保護課長）が参加した。

『保護時報』に普段掲載される硬質な文章とは違い、座談会での発言は彼らのざつくばらんな口調が記録されていて興味深い。例えば、宮城は「保護事業の真意」について「教化とか、慈善とか、救済とかを打つて一丸として、之を手段にして人間を造り直す。さうして更正せしむる」ことが「保護事業の真髓」という。その「造り直」し方については、「観音經にある観音様が三十三身で身を験じて相手方を人間にしてやる、日本人にしてやる」こととして持論を展開する。

この場では保護事業の行き詰まりが谷内によっても語られていて、資金が無いこと、社会の理解が薄いこと、専属の保護事業家が少ないことが挙げられている。これらの問題を解消するのが思想犯保護観察法であり、森山もここでその国家化の先鞭としての意義を強調する。

これ以外には、日中戦争の開始が保護事業に与えた影響として、中村が「銃後に残る者は出来るだけ銃後の後援をしなければならんといふ気持ちで濃厚にな」つてきたと述べているのは興味深い。この例として、中村は東京観察所管内で転

向者による応召者後援会の結成や献金運動を挙げた。実際、九月には東京の転向者団体の代表者が東京保護觀察所で時局対応懇談会を開催し、国民精神総動員運動に積極的に参加することを可決している（「転向者の赤誠」『東京朝日新聞』一九三七年九月二一日付朝刊）。

こうした戦時体制への呼応は転向者だけでなく、司法省側にも言えることであつた。八月、司法省主導で全日本司法保護事業連盟が発足した。これは前述の全日本司法保護事業大会の方針に基づいて設立されたものであつた。司法大臣をはじめとする司法省関係者、マスコミ関係者など約三〇〇名が参加した。そのなかで連盟会長である塩野季彦司法相が設立の背景を次のように説明する。

今や我国は非常な難局に遭遇し、挙国一体、官民一如、義勇公に奉ずるの秋に際会致して居るのであります。唯此の事変を契機と致しまして、国民の愛国心は日にまし昂揚し、国内の相剋は解消し、国論は全く一に歸し、熱誠溢れる皇軍援護の運動は、全国的に燃え盛つて参りましたことは御承知の通りであります。此事は犯罪を著しく減少せしめ受刑者をして真に改悛せしめ、刑余者をして真正の日本人として更正せしむる上に非常に役立つて居るのでありますが、此の機会に吾々保護事業関係者は、此の挙国一体的緊迫したる心構へを以て銃後に於ける犯罪防遏事業の完璧を図ることが喫緊の要務であります。

此の意味に於て本連盟としましては、司法保護事業の全国的統制連絡の強化、司法保護委員制度の実施、思想犯転向者の共済互助施設の実行等解決を要すべき当面の重要問題を具体化し以て再犯防遏に依る報国の実を挙げなければなりません。（全日本司法保護事業連盟発会式）『保護時報』一九三七年一〇月号）

「趣意書」によれば、一般保護を担う輔成会、少年保護を担う日本少年保護協会、思想犯保護を担う昭徳会の各保護団体が「和親協同の大精神」で合同したのが全日本司法保護事業連盟だつた。一般犯を対象とする司法保護事業の「国家化」

を睨んだ保護団体の統合であろう。連盟自体も翌年一〇月から翌月にかけて各支部（関西司法保護事業連盟、関東司法保護事業連盟、司法保護中部連盟、九州保護事業連盟）を設けて全国に裾野を広げていく（『各地連盟発会式情報 関西、関東、中部、九州、中国』『保護時報』一九三八年二月号）。のちに連盟は司法保護叢書を刊行し、その中には転向者による著作や前線慰問報告なども含まれていた。

保護から動員へ

九月から国民精神総動員運動が始まり、輔成会は改めて「戦時体制下に於て司法保護団体は何をなすべきか」（『保護時報』一九三七年一二月号）を掲載した。その目指すべき方向とは、「思想ノ動揺相剋ヲ征服シテ和協一心皇威ヲ宣揚シ国民精神総動員ノ実ヲ挙グルト共ニ犯罪防止ノ徹底ヲ図リ国内ノ治安ヲ確保シ所謂銃後ノ護ヲ強化スルコト」という目標の下に、「被保護者」に対して、「出征將兵ノ忠勇義烈及困苦欠乏ヲ克服シテノ奮闘事実ニ鑑ミ深刻ナル反省自覚ヲ促シ自肅自戒以テ非国民的言動ヲ防止スルニ止ラズ進ンデ「克己日」「勤労日」ヲ設ケテ粗衣粗食乏キニ甘ンジテ猶超度ノ労働ニ堪エシメ或ハ労働奉仕ヲナサシメ或ハ勤労ニヨリテ獲得シタル収益ヲ以テ報恩的献金ヲナサシムル等ハ実践方法ノ卑近ナルモノ」というものであった。

むろん、この「被保護者」には転向者も含まれる。保護における動員の強調である。また、事変後は、軍需景気の終わりにともなう失業者増加、復員による就職困難に予め備えるべきこと、「來ル思想上治安上憂慮スベキ犯罪現象ノ増加ハ益々司法保護事業ノ重要性ヲ示唆スルモノナルヲ以テ各会事業組織ノ強化事業経営ノ拡充ヲ図ルト共ニ一意國家ニ於テ司法保護制度ノ急速ナル実施ヲ見ルヤウ尽力セラレタキコト」ともある。

実際、戦時下では犯罪件数が増加していたらしく、これ以外の思想事件としては一二月の人民戦線事件、翌年二月に世界文化事件などが起きた。内務省、司法省側してみれば、コミンテルンの人民戦線戦術の波及を受けた、共産党及び共産主義運動の再興にも見え、警戒すべき諸事件だった。これに応じて、転向の基準が共産主義の克服はもとより、人民戦

線や個人主義・自由主義の批判・克服にまで至るようになる。

翌年五月に入り、転向者も国民精神総動員運動に参加するため大きく舵を切った。このきっかけになったのが同年五月に開催された第三回保護観察所長会同である。会合では国民精神総動員への積極的参加の指導、転向者社会復帰の促進、転向者の大陸進出などに関する答申が出され、しかもこの答申を具体化するための答申事項具体化委員会の招集状が昭徳会から発せられ、森山武市郎保護課長、平田勲東京保護観察所長、藤井恵照ら出席のもと、暫定時局対応全国委員会の六月開催が協議された。

同月、暫定時局対応全国委員会は、昭徳会主催のもと日本青年館で開催された。その諮問事項にあるように、前年一月に転向者たちが結成していた時局対応全国委員会をいかにして拡大強化するかが課題だった。その事業である「大陸国策への積極的参加」「国民精神の作興」「現地の皇軍慰問」「転向者の」「社会復帰」「生活刷新」「内鮮一体強化」の主体となるのが保護観察所管内の転向者や保護司である。代表者には小林杜人が就いた（『司法保護月報』一九三八年七月号）。この会では村山藤四郎が「国民皆な戦友」を強調しているように、戦時下における国民と転向者との溝を越えた「平等」の実現が模索されていたと考えられる。またこの「国民」には朝鮮の転向者も含まれ、「内鮮一体」が強く掲げられたのも特徴で、会には朝鮮代表として朴英熙、権忠一が参加した（『司法保護月報』一九三八年八月号）。

時局対応全鮮思想報国連盟の結成

時局対応全国委員会に出席した転向者たちは地方組織を形成したり、転向者の社会復帰、大陸進出（宣撫活動など）を促進する運動を繰り広げたりしている。これは朝鮮でも同様で、七月二四日に時局対応全鮮思想報国連盟が結成された。先の朴と権が朝鮮の保護観察所管内の転向者を前に時局対応全国委員会について報告したことがきっかけだった。この報告の直後から団体結成の準備が始まり、時局対応全鮮思想報国連盟結成へと至るのである。

彼らはその「宣言」で「消極的な自己清算より、積極的な自己完成へと進むこと」を目指し、「皇国臣民として日本精

神の昂揚に努め内鮮一体の強化徹底」「思想国防戦線に於て反国家的思想を破碎撃滅する肉弾的戦士たらんこと」「国策遂行への徹底的奉仕を為し愛国的統後活動の強化徹底」を決議した『司法保護月報』一九三八年九月号)。国民と思想犯の溝もさることながら、いわゆる「内地」と朝鮮の溝も越えることが意図されている。のちに京城や平壤などで連盟支部が設けられ、朝鮮の地で根を下ろしていく。

なお、この全鮮思想報国連盟の結成には本部から小林杜人も招かれて参加していた。『文藝春秋』同年一〇月号掲載の「長期戦と思想問題」座談会(参加者は市原分(東京保護観察所長)、岩村通世(司法次官)、小野清一郎(帝大教授)、長谷川如是閑(評論家)、土方成美(帝大教授)、松阪廣政(司法省刑事局長)、松本学(元内務省警保局長、貴族院議員)、森山武市郎(司法省保護課長)、吉田茂(貴族院議員)、小林杜人(帝国更新会員)、港七郎(精研製作所))で、小林は次のように感想を語っている。

……向ふへ参りまして、向ふの人達の本当の気持ちを見まして、さういふ力〔日本の力〕に屈服するのではなく日本国民として日本民族と共に東洋的使命を自覚して働く点に、其を誇りと感じ、内鮮一体こそ正しいと認識されたのであります。新しい画期的のものがあつたのであると私は考へて参つたのであります。さういふ点から我々国内にありますものは朝鮮の同胞を幸に正しく認識して、亜細亜の開放、或は亜細亜の共同体の建設といふやうな、私達が新しいスローガンを掲げて居ります時、さういつた大陸の一角で我々の基地となる朝鮮の同胞に対する所謂内鮮一体、将来は内鮮一体といふものを越へまして、実はさういつた内鮮一体といふ言葉が無くなるといふ所まで発展しなければならぬのぢやないかといふ事を私感じた次第であります。

一月には近衛内閣のもとで東亜新秩序の声明が発表され、転向者も対応を迫られることになる。一二月一日に司法省保護課長室で森山、市原東京保護観察所長、村山藤四郎、小林杜人らが集まり、時局対応全国委員会臨時懇談会を開催す

ることを決める。その目的は結成後半年を経て「真剣ニ反省批判スル」ことであつた。

懇談会は一二月一五日、一六日に日本青年会館で開かれ、転向者および保護司の二六名が参加した。冒頭の挨拶で昭徳会常務理事でもある森山は、委員会の活動を賞賛に値するとしながらも、「他面では兎角の論議のあることを耳にする」と含みをもたせた発言をしている。この真意は明らかではないが、委員会の組織・活動に関することであつたことは間違いない。「申合せ」（一二月一六日付）、「通達」（二月一六日付）には「転向者団体として之等（「国策的国民諸運動」）の活動を為すことは適當ではないといふことが明らか」、「時局対応委員会が所謂政治団体たり得ず、その活動が所謂政治運動たり得ない」などとあるので、団体としての政治的な動きが内外から問われ始めていたのであろう（『司法保護月報』一九三九年一月号）。

第三章 社会復帰と保護の限界

（一）「政治化」の隘路

意図せぬ苦情

転向者の社会復帰が進むなか、司法省が押し進めていた司法保護法が一九三九年三月に公布された。同法の意義については森山武市郎保護課長が「司法保護事業の動向」（『保護時報』同年一〇月号）でまとめている。司法保護事業の目標が確立されたこと、保護対象者の範囲を合理的に決定すること、司法保護の組織を合理的に整備し分化を図ること、司法保護事業を社会化することの四つである。

このうち注目すべきは最初と最後だろう。森山はこの「目標」について次のように語る。司法保護事業は慈善事業や刑事政策にとどまらず、「臣民育成への事業」にまで進んで来た。また、保護を受ける側の人からすれば「社会の良民とし

て奮起し、日本臣民としての道を誤るやうなことの無い人間となり、さうしてそれ相当国家の為に立派な人的資源を提供する」ことになる。

もつとも、それを犯罪者自らが行うのは司法省にとつては心許ない。そこで司法保護事業の「社会化」となる。この社会化は、森山の説明によれば二つの顔があった。ひとつは転向者を含む保護された人々の社会復帰である。もうひとつの社会化とは「社会の有力なる方々——社会各方面に於て、各市町村に於て中心的の位置に在り、所謂実力を持つて居られる方々」に依頼して保護事業を内側から支えてもらうことで、これまでよりも社会が保護に積極的に関わる仕組みがこの法によつて形作られていくことになる。保護事業の「国家化」と「社会化」の結合であろう。

この司法省の事業を底支えるものが保護団体である昭徳会や時局対応全国委員会の活動だった。前者は思想鍛錬講習会開催や大陸進出活動を押し進めたが、司法保護事業法施行にともない司法保護協会を設けることになり、一〇月に解散した『司法保護月報』一九三九年一月号。後者は地方支部が活発に動いており、そのうち時局対応全鮮思想報国連盟は一〇月七、八日に京城で通常大会を開催し、また十一月と翌年四月に「日本精神体得堅持を図る」ため連盟員一行を「内地」に数週間派遣するなど活発な動きを見せた『司法保護月報』一九三九年一〇月号、一二月号、一九四〇年五月号。なお、時局対応全国委員会の動きは文献にほとんど見えないが、二月一日に開かれた思想戦要員錬成講習会で改組の話が出て、善後処置につき東京の関係者に一任された『司法保護月報』一九四〇年八月号。

こうして、戦時体制下で司法省及び転向者自身が転向者の社会復帰を果たそうとするなかで、彼らにとつて思いもよらない苦情が寄せられていたという。「転向問題の再吟味と指導者意識の揚棄」『昭徳』一九四〇年二月号）を寄せた市原分（東京保護観察所長）は「転向インフレはついに転向の品質と価値との下落を惹起した」と言う。

市原のところに寄せられた苦情とは、「この非常時局に大衆を指導するに足るべき知性と徳性とは、われわれ〔転向者〕のみが持つて居る、と言つた傲然たる態度を以て社会にのぞんでゐる一群がある」「転向者でなければ新時代の建設には貢献し得ない、と言つた昂然たる態度を持し、自から新時代の指導者を以て任ずるものがあるがあれでよいのか」という

ものであった。つまり、「指導者意識」の強い転向者のために、転向者一般の社会復帰が歓迎されない空気が社会に広がりつつあったのである。

時局対応全国委員会の改組

それゆえ、同年五月に開かれた第五回保護観察所長会同で、三宅司法次官は「思想事件関係者の釈放せらるる者」が出し、なかには「危険性濃厚なる者」も居ることを警戒して予防拘禁の必要性に言及した。またこの場で森山も、思想犯の再犯率は低いこと、「思想事件関係者の大陸進出」が「良好なる成績」を示していることを挙げつつも、戦時体制の進展や社会運動の活発化にともない、「思想事件関係者」の生活も動揺し、社会的関心の増大とともに、「誤れる方向に逸脱するの虞」ありとして警戒感を強めた。

実際、保護事業に取り組む現場の保護観察所長は意見が割れていた。特に警戒感を顕わにしたのが大阪保護観察所長の桜井忠男である。「現下の社会情勢に於ける思想犯指導の具体策」(『昭徳』一九四〇年九月号)を投じた彼は、「長期戦下の現在は国民が非常にセンチブルになり、つまらぬ流言蜚語を信じるほどに群集化の傾向を辿る危険がないでもない」状況であることに鑑みて、政治的訓練や政治経済に関心の高い思想犯が自己の意見を開陳すれば影響力が大きいと危惧した。これに對しやや転向者に対して寛容な姿勢を見せたのは、長野保護観察所長住安国雄の論である。彼は「対象者の政治若は社会運動進出について」(『昭徳』一九四〇年九月号)において、日本国体研究所など新体制運動に参画する転向者を例示しながら、真に転向を経たのであれば「政治運動進出をなすも何等差支へない」し、「其の政治的進出を徒に阻止せんか、彼等は自己の進むべき方向に迷ひ、希望と光明を失ひ、不平不満は自ら鬱積して其の底流を為すものは蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあらう」と転向者に理解を示した。

その転向者たちは、八月に森山ら司法省関係者臨席のうえで時局対応全国委員会対策懇談会を開いた(『司法保護月報』一九四〇年八月号)。小林杜人も参加し、これまでの委員会の経過を報告した。注目されるのは、この懇談会で委員会の

発展的解消が話し合われたことである。参加者の一部からは、転向者の政治化が起きつつあるなかで、委員会も政治化して全国的組織として再出発すべきという意見が寄せられた。これらの意見に耳を傾けたうえで、小林は「政治的関心の問題」を「一つの試鍊」と捉えながら、これまでの「超党派の消極性」を転換せざるをえず、司法省保護課などの上部組織指導の下で「全国的機関の確立」を希望した。最後に参加者によって決定された「申合」でも新組織の話が次のように盛り込まれている。

一、夫れ〔委員会の発展的解消〕と同時に新政治体制を確立し挙国体制の整備を為すべき現段階及今後の発展に対し全国思想事件関係者が正しき日本国民の一員として其の職分に応じ奉公を完うするため指導連絡の機関を確立し以て内外諸情勢の急変に対応し誤りなき様指導されん事を熱望すること。（時局対応全国委員会対策懇談会『昭徳』一九四〇年一〇月号）

（二） 転向者の苦悩

「全体主義」との距離

「自己神化的救世主」（市原分）となった一部の転向者と「日本国民」との間に軋轢が生まれつつあるなかで、他の転向者はどのように考えていたのだろうか。彼らの世話役で時局対応委員会を率いる小林杜人は、国民思想研究所主事として機関誌『国民思想』に積極的に投稿し、日本のあるべき姿を説き続けた。その時期は一九四〇年四月から約一年間に及ぶ。

この時期の彼の論をまとめるなら、新東亜建設論と新体制論の二つになる。新東亜建設論の方は、中国の抗日政權及び

その背後に居るソ連と欧米を排除すべし、日本の盟主なくしてアジアの建設なしというものであった（「新東亜建設と思想戦の重要性」『国民思想』同年四月号）。彼は人種の観点から同盟国のドイツ、イタリアに敵しく、「アメリカ、独伊、ソビエツトの三大ブロックは将来黄色民族対白色人種の世界争覇のためにアジアに手を伸し、其の盟主たる日本の生長を拒まんとするのではないか」として、「アジア諸国民族の強固なる連盟協同」を訴えた（「世界新秩序と新東亜建設の使命」『国民思想』同年七月号）。

他方の新体制論が登場するのは同年八月頃からである。「新東亜体制」に対応する挙国体制の確立がそれであった。しかし、小林によれば、「皇室」をいただく日本のモデルは欧米でないし、ヒトラー、ムッソリーニのような人物を「英雄」と仰ぐ必要もないと言う。あくまで「万邦無比の国体を基調として国民一体の体制を樹立すべき」であった。もつとも、ここで小林は政治への参加を戒めつつ、国民は己の「職分」を尽くすべきと述べていた（「時と人（時事断想）」『国民思想』同年八月号）。

なお、こうした小林の主張は、司法省側とも共通する部分があった。森山武市郎は「司法保護法制の指導原理（二）」（『刑務界』同年六月号）において、司法保護事業の指導原理は「保護の精神に於て、国体の本義に従ひ、仁愛の精神を体し、家族主義に則つて居る点」であり、保護によつて「真の日本人を創造すること」が目的だと述べる。また彼も日本は独伊「全体主義国家」の「保護」とは異なることを強調し、それらは「永久性」を持たない「政策」だが、日本の場合には「伝統的な万民一家の国風の現れ」とした。

すでにこの時期の転向の基準は、西洋化の否定にまで至っており、独伊を含めた欧米の影響は当然否定される代わりに、日本の伝統や独自性の強調、またアジアとの一体化が司法省、転向者双方から唱えられていく。

和製ユダヤ人

しかし、こうした転向者の主張に世間の目は必ずしも温かかったわけではない。実際、小林自身も転向者に対する逆風

を感じていたらしい。「新政治体制の確立と反共闘争」(笠原直造編『反共叢書』一九四〇年八月、日蘇通信社)において、小林は「新東亜の建設」と「新政治体制の強化」を語りながらも、世間では「偏狭にも今日十分に転向しつゝある人にも過去の経歴のために白眼視すること」がある現状を述べ、「今日の社会の大多数の人々は其の意味において一人も転向者たらざる人はない。それにしても自由主義個人主義思想の洗礼をうけなかつたと云ひ切り得るであらうか」と批判する。

このために、小林は「新体制への道と我々の責務」(『国民思想』同年九月号)で新体制強化を論ずるときに、組織のあり方を強調する。彼が思い描くのは「国民全体が赤子であるが故にナチス其他の如く劇しい闘争を通して他のものを非国民として排除して行く方法論によるものであつてはならぬ。凡ゆる層の日本国民が転向するに至るは必然」というものであつた。ナチスから迫害されるユダヤ人等に、小林は自分たち転向者の姿を見出している。ただし、転向者が「職業的政治運動」に参加することは戒め、自らの「職分奉公」を訴えた。

また、小林はこの時期、転向及び転向者のあるべき姿を描いた(「新体制と思想転向者」『国民思想』同年十一月号)。彼は「真の転向」を語るが、それは「国民同胞に復帰し積極的に奉公する絶対の姿」を示すことであつた。この「奉公」の具体的例として、彼は「国恩」に感謝する、日本国民の自覚を持つて「国体精神」に立脚・行動する、「護国の英霊」となった転向者を拝する、新体制発展のために職分奉公する、思想国防に尽くす、転向過程にある、もしくは思想の清算が不十分な人に対しては「撃破克服」することを挙げる。最後に、転向者はたとえ過去のために疑問視されてもその信念を崩さず、国民として忠誠を尽くすべきと述べた。

小林は、同様の転向者への忠言を「新体制下の思想輔導」(『昭徳』一九四〇年十一月号)でも繰り返しており、しかも、ここではより強い表現を用いながら以下の四点を挙げた。ひとつ目は新体制への協力はいづれの部署で行い、「転向者のみ集つて特に参加する形態」をとらないこと。二つ目は職場を放棄して政治運動に行くことは間違ひであり、「徒らなる批判的態度又急激なる革新は却つて国家に悪影響を与へることを留意し、建設的協和的立場に立つべき」こと。三つ目は「指導者の立場でなく奉仕的態度にて臨む事」。四つ目は転向者に対し世間は逆宣伝をしたり、誤解を抱いたりするかもしれ

ないが「一部の誤解非難に対しては奉公の実践を通して克服すべき」ことである。

小林は、転向者は特に四つ目に留意するよう伝え、注意事項をいくつか挙げた。それは「階級的、分派的行動」を取らぬこと、新体制に対しては批判的、分析的ではなく「新しい明朗な建設希望の面」を強調すること、過去の思想を清算出来ていない人、社会民主主義を抱く人に対しては「撃破克服」し、自己の立場を明確にして交遊しないこと、転向者は再び国民の不信を招かぬよう「連帯責任感」の下に行動すべきことなどである。

(三) 予防拘禁制度

新体制への適応

この間、司法省は一九四〇年一月に保護課を保護局に改組した。局長は引き続き森山武市郎が務めた。組織は第一課から第四課まであり、第一課は司法保護官庁の設立廃止、司法保護令の立案、総務、第二課は少年保護、第三課は思想犯保護観察、第四課は一般犯罪人保護、司法保護団体などを担当した（保護局の陣容『昭徳』一九四一年一月号）。同月、司法保護委員事務局が各地の控訴院管内に設置され、市原分ら各地の保護観察所長が兼任したのも事業強化の一貫だった。一月二五、二六日には紀元二六〇〇年記念全日本司法保護事業大会を開催した。九〇〇名の来賓、二六〇〇名の関係者が参加した。司法大臣の諮問事項では、新体制に即応する保護機能伸張の具体的方策が問われた。これに対する「答申」で注目されるのは「司法保護運営の強化」という箇所だ。「司法保護機関と町内会、部落会隣組等との緊密なる提携」「司法保護の諸機関と関係官庁並職業紹介、救護、扶助及医療等、各種厚生施設との連絡」といった司法保護事業の社会事業化が謳われたことである。

思想犯関係は第三部会で議論され、協議事項は「新政治体制確立ノ為メ対象者輔導上特ニ考慮スベキ事項如何」であった。ここでは従来の輔導方針の転換が決議された。これまでの方針では、「相戒メテ政治運動乃至社会運動ニハ関与セス、

専ラニ自己ノ性能ニ即シタル職場ヲ堅持シツツ自己完成」を重視してきたが、今後は大政翼賛運動の確立に積極的協力貢獻するように輔導するということであつた（「紀元二千六百年記念全日本司法事業保護大会 新体制下斯業喫緊の方策協議」『昭徳』一九四一年一月号）。これは世間からの苦情はありつつも、転向者の社会復帰を一層推し進めるべきことを打ち出したものである。

一九四一年に入ると、思想犯保護観察事業は転機にさしかかった。予防拘禁制度の採用を盛り込んだ治安維持法「改正」が試みられたためである。二月七日に政府で決定された治安維持法「改正」案は、同日衆議院に提出、翌日には本会議に上程された。付託された委員会が一週間の審議を経て可決、翌日の本会議でも全員一致で可決された。貴族院でも二月二日に本会議に上程され、二二日以降の委員会審議を経て三月一日に本会議で可決された。三月四日の閣議で上奏決定、八日に天皇裁可、一〇日に公布される（一五日起施行）。朝鮮ではひと足早く二月二日に朝鮮思想犯予防拘禁令が公布されていた。

「内面的」転向の要求

同時期における思想犯保護観察の状況は、長谷川瀏（東京保護観察所長）「保護観察所の任務を再吟味して（二）」（『昭徳』同年五月号）に詳しい。彼は保護観察の歴史を「個人的復帰時代」「社会的進出時代」「社会的進出に対する反感時代」の三つに分ける。かつては転向者に同情と理解を示し、ある程度の社会進出も拍手をもって迎えた世間もこの時期になると変わっていた。戦時下において世間に「国体観念」が浸透するなかで、「一部の国民をして極度の愛国的潔癖性に走らしめ、反国体運動に加りたる転向者の罪過に対しては稍々峻厳に過ぎる批判を加へんとする傾向をさへ生じて来てゐる」とされる。

このため長谷川は、国民にとつての「望ましき転向」が必要だとして次のように言う。「最近の国民的感情は転向者に対して転向の転換を要求してゐる。即ち社会的転向より個人的転向への転換である。野郎ヤロウ自大的の転向より謙抑自制的の転

向への転換であり、外向的指導的転向より内向的贖罪的転向への転換が要求されてゐるのである。」つまり、社会の転向によつて、転向者は社会から疎んじられ、新たに個人的で内向的な転向を強いられることになった。

それゆえに、この時期を思想犯保護観察事業の「転換期」と見る論も登場する。司法省保護局第三課長岡本吾市の「転換期に於ける思想犯保護観察制度」〔昭徳〕一九四一年六月号）である。彼の目に映つた思想犯の置かれた状況も長谷川と同じだった。岡本は「一部の非転向なる徒輩の余りにも無反省なる動静が、盛り上れる国民の愛国的感情を強く刺激し、其の結果、思想事件関係者一般に対する社会的関心迄が必要以上に反発的猜疑的となり來つた事は洵に否み難い一つの事実」と言う。この「思想事件関係者」には保護される側だけでなく、保護する側も含まれていた。よつて、岡本は「思想犯保護観察制度の受難時代」と名付けている。

このテーマは一九四一年五月下旬に行われた少年審判所長保護観察所長矯正院長会合同協議会などでも話し合われた。そこでは思想犯の再犯検挙と国内思想情勢の「潔癖」によつて思想犯前歴者への批判が加えられ生活上でも追い込まれていること、それゆえに思想犯の方も昨年秋頃から失望を感じはじめていることが言及されている。

なお、この時の会同では朝鮮や関東州の保護観察所関係者も発言しており、特に朝鮮では時局対応全鮮思想報国連盟が發展的に解消して大和塾になったこと、同塾の活動を通して共產主義、民族主義を離脱した「皇国民としての半島人」の形成を目指していることが述べられた。思想犯保護観察事業は「内地」の思想統制だけでなく、大東亜共栄圏樹立の一翼も担うものであつた。

現場の危機感

保護局長の森山は、七月の保護観察所保護司実務研究会で改めて思想犯保護制度を振り返っている。同制度が生まれるまで、生まれてから一定の成果を上げてきたことを生みの親として誇りながらも、現在では変化を来していると森山は言う。彼の言葉によれば、「泰平の時代」から「今や時狂瀾怒涛の中に棹さなければならぬやうになつた」。ここに導入されたの

が予防拘禁制度である。森山はこれを「所謂慈母的の保護觀察」に対して「所謂嚴父的の予防拘禁制度其の他の保安処分」と述べ、その両者の「密接なる運営」を提案した（森山武市郎「思想犯保護觀察制度の回顧と展望」『昭徳』一九四一年九月号）。もともと、森山はこの制度が「転換期」にさしかかっていることについては講演で何も述べていない。そもそも思想犯保護觀察事業の積極化（社会化）こそが、社会復帰した転向者と世間の摩擦を生み出す背景だったからである。むしろ、危機感を持っていたのは現場だった。翌月、大阪保護觀察所長の小野謙三がこの問題に言及した。彼の「思想輔導偶感」〔昭徳〕一九四一年一〇月号）は、先の岡本の論に別の角度から光を当てたものであった。小野も転向者が置かれた厳しい状況を次のように例示する。「世人の目は徒らに警戒的となり、日本国民なら当然その組織に於て御奉公の誠を致すべき隣組、大政翼賛会に於てすら思想前歴者なるが故に排撃の憂目を見、国民徴用の名誉すら剥奪されて、その業の余りに深きに泣かされてゐるものもあらう。」

この理由を小野は四点挙げながら考察する。ひとつ目は「近年一部の対象者の行動が国民の信頼を裏切り世心を極度に刺激したので、思想情勢に不案内な世人をして転向者、非転向者の区別をなからしめた」こと。二つ目は「新体制を繞る政治葛藤の渦中に於て、ある保守的分子が政争の具に転向者問題を利用したと云ふこと」、三つ目は時局に便乗する「世渡り上手」を「模範転向者」として世に送り出したのではないかということ、四つ目は転向者自身が「片意地な理論偏重主義者」ではなかったかということである。

小野自身は三つ目を反省しているが、これは世間の批判が思想犯だけではなく、保護觀察する側にも向けられたためであつた。岡本はこの点を具体的に述べていなかったが、小野によれば、転向者をまとめて輔導を行う集団輔導制度に批判が集まっていたと言う。「この批判が転向者を集めるから不可だと云ふならば、それは転向者に対する無智を表明する以外の何ものでもない」と小野は逆批判する。それほどまでに世間の目が厳しくなっていたことが伺える。

しかし、世間の批判を受け入れるならば、国民思想研究所のような転向者団体に参加したり、機関紙誌を発行して自説を世に問うたりすることは難しくなり、転向者は他と隔離された場所でひたすら自己反省を突き詰めるだけになる。

おわりに

一九四一年一二月から始まる太平洋戦争はこうした傾向を強めこそすれ、弱めることはなかった。『昭徳』で散見されるのは、戦時下の日本を第一次世界大戦時のドイツの状況と重ねる論調である。ドイツを敗戦に至らしめたという「背後からの一突き」を下した左派政党に思想犯をなぞらえて、その対策の必要性が訴えられる。

思想犯及び思想犯保護観察事業への逆風が、司法省幹部の言にも揃って見られるようになるのは一九四二年六月の第七回保護観察所会同の挨拶においてであった。岩村司法大臣、大森司法次官、森山保護局長三人の話に登場している。森山も「思想犯前歴者一般に対する警戒と危惧の念が相当強まりつつあることも亦否まれぬ実状である。之が為対象者の社会復帰が就職、復学又は海外進出等の場面に於て著しく困難を加へつつあることは甚だ遺憾に堪へない」と述べる（「森山保護局長指示事項要旨」『昭徳』一九四二年八月号）。

司法省関係者がこの問題を真正面から論じたのが、平野利「戦時下に於ける思想犯保護観察制度の一考察」『昭徳』一九四二年一〇月号）であった。当初司法省保護局は四課あったが、一一月に予定よりひと月遅れて改組されて三課となった。この論文は平野の第三課長就任時の挨拶であるという。

論文冒頭で、平野は思想犯保護観察制度が行き詰まりに瀕したという声を「皮相の観察」として退ける。だが、その内容は「思想犯前歴者に対する」風評は次第に下り坂となり、特に昭和十五年頃から、転向者に対する各方面からの不評非難の声が漸く高まつて来た」として反省に費やされたものである。「不評」の要因として平野が考えるのが、当初の保護観察事業が保護に重点を置きすぎたこと、転向者を過重に評価し、更生活動につき必要以上の宣伝をしたこと、転向の内容が十分に吟味されなかったこと、転向者はいつまでも「同志の特殊的グループを持つ傾向」「個人的ヒロイズムの濃厚な事」、最後に「思想犯前歴者の再犯問題」である。

ここにおいて平野は、保護観察事業における消極性から積極性への転換を提示する。積極性とは「大東亜戦争完遂の国策に即応した国民一体化の実現を強力に推進する質実な活動」を展開することである。その際、平野が強調するのは「検事局、警察、憲兵隊等の関係諸官庁との緊密なる提携連絡」であり、保護より観察を重視することであった。

保護局長の森山も「思想犯保護観察制度の現代的使命」『昭徳』一九四三年一月号で今後の思想犯保護観察事業を考察する。彼もまた第一次世界大戦時ドイツの「背後からの一突き」を例に挙げて、「思想戦としての意義より見れば、此の制度は其のまゝ大東亜戦争遂行の一環を担任するもの」として戦時体制に位置付け直す。それとともに、今後の保護観察の方針として「飽くまでも聖戦完遂の大使命に即応して、対象者にして援護すべきものは徹底的に之を援護すると共に、指導を厳にすべき者に対しては何等躊躇するところなく其の指導を強化し、夫々適切且つ強力なる輔導処置を講ずる」べきとした。明らかに保護から観察へと重点を移している。

またこれ以外に、森山は「思想犯前歴者」を「南方諸地域における建設工作」に送り込むことを提案する。これは「南方に動員し、南方建設の聖業に挺身せしめつゝ皇国民たるの自覚の振起昂揚を図り、興国の機運に依りて其の転向を確実にし、皇国民としての再起奉公を實踐せしむること」であった。すでにミッドウェー海戦大敗（一九四二年六月）とガナルカナル戦後の「転進」（一九四三年二月）など戦局は悪化しており、国内の大学や専門学校では修業年限が短縮され、徴兵の対象となっていた。

思想保護観察法が七周年を迎えた一九四三年十一月、保護局は行刑局とともに廃止され、刑政局が新たに設置された。保護局長だった森山は大審院検事に転出し、保護観察事業から外れることになる。しかし、森山が提案した思想犯前歴者の南方動員は実施へと至る。同月、陸軍次官から内閣書記官宛に送られた通牒「思想犯保護対象者南方動員地変更ニ関スル件」には「事業ハ現地軍ノ計画指導ノ下ニ司法保護協会ヲシテ実行セシムルモノトシ軍自活ニ寄与スヘキ開拓事業（主トシテ農業）ヲ行ハシム」などと記されている。ニ

国内の「思想犯前歴者」には別の処遇が考えられていた。それが一九四四年十一月に内務省と司法省によって策定され

る「思想犯勤勞輔導対策要綱(案)」である。この時の第一条は「時局ノ緊迫ニ伴ヒ思想事犯者ノ輔導ヲ強化シ直接戦力増強ニ寄与貢獻セシムルト共ニ銃後思想治安ヲ確保スルコト」とあるが、のちに同案は「思想事件関係者勤勞動員計画要綱案」と名を変え、「動員」が強調されるとともに、第一の「目的」に新たに「勤勞ヲ通ジ皇国民トシテノ再起奉公ヲ実践セシムル」ことが加筆された。⁵⁵この案が実行に移されたか否かは定かではない。

以下、改めて行論を辿るならば、一九二〇年代末の檢挙によつて生まれた膨大な思想犯をその後どのように処遇するかは一九三〇年代以降の新たな行政上の問題となつた。そこで、彼らをそのまま再び野に放たないための「保護」が考えられる。教誨か社会事業かという「保護」のブレは、後者に収斂していき、転向現象が思想犯保護事業の方向を決定づけることになった。この時期の転向とは、共產主義からの離脱に加えて、生きるための寄る辺を一度に失う孤独な再出發だつた。しかし、思想犯をそのまま受け入れるほど社会は甘くはなく、国家事業としての思想犯「保護」が司法省を中心に取り組まれた。

これが形となつたのが思想犯保護觀察法である。同法制定後、思想犯保護問題において保護と觀察という対立項が生まれた。これを持ち越えるきっかけが日中戦争下の動員であり、銃後社会への「奉仕」と大陸進出という、転向者の主体性が国内外で發揮されていった。それは、転向者にしてみれば、一度は失つた国家や国民との一体化による「平等」の実現になるはずであつた。けれども、現実には転向者の迷惑とも、司法省の迷惑とも異なつていた。「内地」の「日本人」は戦時下の猜疑心とあいまって、「優秀」であつても「前歴」のある「日本人」を進んで受け入れようとはしなかつた。戦時下の司法省は「皇国」国民に背を押されて、保護よりも觀察に重きを置きはじめる。銃後の転向者の前には、国内での「隔離」か、国外に「進出」するかのいずれかの途しかなかった。

彼ら多数の転向者の姿は、これまでの研究では描かれてこなかつた。いま仮に彼らを定義するならば、司法省が模範的とすら認める「日本人」に全身全霊で生まれ変わろうとして、かえつて「内地」に居た「日本人」から疎外された人々と

いうことになる。どこにも行き場のない彼らの存在は戦時期日本社会の悲劇を象徴しながらも、今日まで十分に焦点があてられなかったという二重の悲劇に見舞われている。しかしそれゆえに、彼らの軌跡を振り返ることは、同時代を対象とする既存の学知を捉え直す射程を持つものと考えている。その代表的な仮説である総力戦体制論をいまここに引くとすれば、次のようになる。

総力戦体制においては、一国の経済的資源のみならず、人的資源までもが戦争遂行のために全面的に動員されなければならなかった。劣位の市民の存在は総力戦の遂行に際して重大な障害とならずにはいない。というのも、市民としての正当性を与えられていない劣位の諸グループは、政治的責任を負うべき位置に立たされていないがゆえに、総力戦の遂行にあたって主体的な担い手になろうとする内面的動機を欠いていたからである。

総力戦体制は、こうして、近代社会がその成立期いらい抱え込んできた紛争や排除のモーメントに介入し、全人民を国民共同体の運命的な一体性というスローガンのもとに統合しようと試みた。「強制的均質化」は、戦争遂行という非日常的で非合理的な状況によって促されたのであるが、しかし、それだけにとどまったのではない。それは、人的資源の全面的動員に際して不可避な社会革命を担ったという点で合理化を促進した。この「強制的均質化」を通じて、社会のすべてのメンバーは戦争遂行に必要な社会的機能の担い手となること、このことが期待されたのであった。総力戦体制は、社会的紛争や社会的排除（＝近代身分性）の諸モーメントを除去し、社会総体を戦争遂行のための機能性という一点に向けて合理化するものであった。社会に内在する紛争や葛藤を強く意識しつつ、こうした対立・排除の諸モーメントを社会制度内に積極的に組み入れること、そうした改革によってこれらのモーメントを社会的統合に貢献する機能の担い手へと位置づけなおすこと、このことを総力戦体制は必須要件としたのである。

右の一節は、山之内靖氏が『総力戦と現代化』の「方法的序論」で提示した総力戦体制論の概要である。

まず考えたいのは、同論にあつて、転向者はどこに位置付けられるのかである。転向者は「劣位の市民」「市民としての正当性を与えられていない劣位の諸グループ」と類似しながら、この範疇に位置付けることはできない。なぜなら、「劣位の市民」は総力戦の「主体的な担い手となろうとする内面的動機を欠いていた」とされるが、転向者の一部はむしろ総力戦体制に積極的に加担し、自らを主体化・政治化していったからである。

また、総力戦体制論に基づけば、たしかに司法省側は保護観察事業を通して思想犯に「強制的均質化」を施していたといえるが、転向者たちは「強制的均質化」を施されるだけの存在だったわけではない。彼らは主体的な均質化ともいふべき社会復帰を試み、また東アジアに活躍の場を移すことで均質化する日本「内地」からの離脱を遂げていった。つまり、上から下ではなく下から上の運動、もしくは上下の外部を目指す運動というふうに、旧来の総力戦体制論とは異なる動きを認めることができる。

これに加えて、右記の引用で「総力戦体制は、社会的紛争や社会的排除（近代身分制）の諸モーメントを除去し」ていったと見ることも難しい。なぜなら、本稿で見てきたように、司法省と転向者が保護観察事業の下で推し進めてきた社会復帰（「強制的均質化」と主体的均質化の合作）こそが国民をして転向者を排除する向きへと至らしめる要因になっていたからである。総力戦体制による合理化が促進される一方で、その体制の裾野では非合理的な排除が生み出されていたのではない。以上の疑問に応えるためにも、総力戦体制論に代わる新たな戦時社会に関する仮説が求められている。

この再考と立論の契機になるのが民族であろう。総力戦体制論では「社会的身分」や階級対立を「強制的均質化」によつて解消し、諸勢力を国民化するプロセスが提唱されたけれども、戦時下における民族の要素を十分に組み込むことができていなかった。

そもそも佐野、鍋山の「転向」もその根底には「階級」から「民族」への思想上の移行があつたし、転向者の社会復帰や東アジアへの「進出」の背景には国民的もしくは民族・人種的な一体感を目指す均質化があつた。もともと、朝鮮の保

護観察事業から明らかなように、国民的な一体感と民族的な一体感は必ずしも一致するわけではなく、国家権力にとって後者は危険なものであった。

これらを踏まえれば、国内における「社会的身分」の差や階級対立を「強制的均質化」（合理化）・主体的均質化（非合理化も含む）によって組み替え、諸勢力を国民化・民族化していくプロセスと、このプロセスから派生するところの、国内における「均質化」された国民からの排除と「進出」、国民と民族とのズレの派生、他民族との主体的均質化へといった諸相をそれぞれ組み込んだ、戦時期に関する新たな仮説（戦時帝国体制）を考えていく必要があるのではなからうか。これについては改めて本論を振り返りながら、さらなる検証と別稿を期すことにしたい。

付記 本研究は科研費（若手研究B、24720036）の成果である。

註

「荻野富士夫編『治安維持法関係資料集』第四巻、五一五頁、一九九六年三月、新日本出版社。

② 同法制定過程については前掲『治安維持法関係資料集』第四巻の荻野富士夫「解説 治安維持法成立・「改正」史」より多くの教示を得た。また同法及び保護観察制度に関する近年の研究として加藤倫子「戦前から戦後復興期における保護観察制度の導入と変遷」（『応用社会学研究』二〇一三年）、林尚之「昭和初期の思想司法の展開と帰結 思想犯保護観察法、司法保護事業法の思想的基盤から」（『人文学の正午』二〇二二年六月号）がある。

- ³ 小林杜人については綱沢満昭「小林杜人と転向」『文学・芸術・文化 近畿大学文学部論集』二〇〇二年三月号）参照。
- ⁴ 森山については森山武市郎先生遺徳顕彰の会編『司法保護の回顧 森山武市郎先生顕彰録』（一九九九年二月、森山武市郎先生遺徳顕彰の会）、石井保雄「わが国労働法学の黎明 昭和年代前期における孫田秀春の足跡をたどる」『獨協法学』二〇一四年四月号）参照。
- ⁵ 荻野富士夫編『治安維持法関係資料集』第三卷、九六、一四五頁、一九九六年三月、新日本出版社。
- ⁶ 同前、一七五頁。
- ⁷ 同前、一七六頁。
- ⁸ 同前、一七一、一七四頁。
- ⁹ 同前、四二七、四二八、四四五頁。
- ¹⁰ 同前、四五九、四六三頁。大和塾については水野直樹「戦時期朝鮮における治安政策 「思想浄化工作」と大和塾を中心に」『歴史学研究』二〇〇三年七月号）参照。
- ¹¹ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A04018730400「思想犯保護対象者南方動員地変更二関スル件（国立公文書館）。
- ¹² JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A06030095000「思想事件関係者勤労働員関係綴（国立公文書館）。
- ¹³ 山之内靖・ウイクター・コシユマン・成田龍一編『総力戦と現代化』一一、一二頁、一九九五年一月、柏書房。